土屋ケアカレッジ　重度訪問介護従業者養成研修　統合課程（通学形式）学則

（事業所の名称・所在地）
第１条　本研修は次の事業者が実施する。
　株式会社　土屋
　岡山県井原市井原町 192-2　久安セントラルビル２階

（目的）
第２条　地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

（実施課程および形式）
第３条　前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。
　重度訪問介護従業者養成研修　統合課程（通学形式）
※一部講義は遠隔化

（研修事業の名称）
第４条　研修名称は、次の通りとする。
　土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学形式）

（受講対象者）
第５条　受講対象者は次のものとする
　岩手県内または近郊在住、在勤で通学可能なもの

（研修期間）
第６条　令和６年４月３日～令和７年３月 27 日の全 22 回開催（別紙１参照）

（募集時期）
第７条　募集開始　令和６年１月１日（すべての回の受講を受け付ける）

（受講定員）
第８条　10 名

（研修参加費用）
第９条　研修参加費用は次のとおりとする
　１　受講料　30，000 円（税込み、テキスト代含む）
　２　納付方法　一括納入
　３　納付期限　受講開始日まで

（使用教材）
第 10 条　研修に使用する教材は次のとおりとする。
　　喀痰吸引等研修テキスト　全国自立生活センター協議会

（研修カリキュラム）

第 11 条　研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「カリキュラム表」のとおりとする。

（研修会場）
第 12 条　前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、次のとおりとする。
講義・演習：土屋ケアカレッジ盛岡教室（岩手県盛岡市志家町 2-6 クリナーレ志家町 102-B）
実習：別紙「実習施設一覧」のとおりとする。

（担当講師）
第 13 条　研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

（科目の免除）
第 14 条　科目の免除は行わない。

（修了の認定）
第 15 条
1．修了の認定は、第８条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において 90 点以上（100 点を満点とする）のものに対して行う。なお修了試験において 90 点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

2．2 日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

3．不適切と判断された場合、失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

（研修欠席者の扱い）
第 16 条　理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。

（補講の取り扱い）
第 17 条　研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。補講にかかる費用は無料とする。

（受講の取り消し）
第 18 条　次に該当する者は、受講を取り消すことができる。
1　学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
2　研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
3　重度訪問介護従業者として適性に欠く者
4　反社会的勢力またはその関係者と認められる者

（修了証明書の交付）
第 19 条　修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。

（修了者管理の方法）
第 20 条　修了者管理については、次により行う。
　1．修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、岩手県が指定した様式に基づき知事に報告する。
　2．修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

（研修事業執行担当部署）
第 21 条　本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

（その他留意事項）
第 22 条　研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。
1　研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。
　①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
　⑤住民基本台帳カードの提示

2　研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。
　苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局　苦情担当窓口
　　電話　050-3138-2024
3　事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4　講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

（施行細則）
第 23 条　この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

（附則）
この学則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

カリキュラム（重度訪問介護従業者養成研修統合課程）

	教科名	時間	目的
１　講義　１１時間			
（１）	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	２	重度の肢体不自由者の地域生活等について理解する。
（２）	基礎的な介護技術に関する講義	１	介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する。 在宅介護の特徴と進め方を把握する。
（３）	コミュニケーションの技術に関する講義	２	重度の肢体不自由者についての理解を深め、重度の肢体不自由者への接し方を習得する。
（４）	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	３	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害や喀痰吸引の手順を正しく理解し、緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。
（５）	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	３	経管栄養を必要とする重度障害者の障害や経管栄養の手順を正しく理解し、緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。
２　演習　１時間			
	喀痰吸引等に関する演習	１	喀痰吸引等の手順を習得する。
３　実習　８．５時間			
（１）	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	３	食事、排泄、移動・移乗、その他在宅介護を行うに当たっての基礎的な介護技術を習得し、重度の肢体不自由者への接し方を習得する。
（２）	外出時の介護技術に関する実習	２	車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を習得する。 車いすでの移動を介助する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法などを習得する。
（３）	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	３．５	外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法を習得する。

講　師　一　覧　表

五十嵐　憲幸	介護士講師
宮本　武尊	介護士講師
吉岡　理恵	介護士講師
星　敬太郎	介護士講師
渡部　有真	介護士講師
白鳥　美香子	介護士講師
佐藤　誠之	介護士講師
七尾　綾人	介護士講師
増田　和也	介護士講師
齋藤　恵美	介護士講師
小松　右京	介護士講師
佐藤　望	介護士講師
穀田　優佳	介護士講師
織田　由加	介護士講師
菅原　知佳	介護士講師
小澤　明久	介護士講師
勝又　由香	介護士講師
神野　良介	介護士講師
日高　健太	介護士講師
伊藤　辰也	介護士講師
角南　成禅	介護士講師
浅野　竜二	介護士講師
菊地　雅也	介護士講師
前田　信行	介護士講師
大柳　卓也	介護士講師
酒井　いづみ	介護士講師
庄司　文子	介護士講師
照井　孝樹	介護士講師
滝沢　美奈子	介護士講師
永井　恵美子	看護師講師
長谷川　信子	看護師講師
齋藤　みさを	看護師講師
加藤　由美	看護師講師
沼倉　斉子	看護師講師
守　志穂	看護師講師
広瀬　千賀子	看護師講師
大石　麗華	看護師講師
村木　香織	看護師講師

実　習　施　設　一　覧

重度訪問介護従業者養成研修事業者名　土屋ケアカレッジ盛岡教室

実習科目名　Ⅲ1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習

実習施設等の名称	所在地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ 盛岡教室	岩手県盛岡市志家町 2-6 クリナーレ志家町 102-B	五十嵐憲幸

実習科目名　Ⅲ2 外出時の介護技術に関する実習

実習施設等の名称	所在地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ 盛岡教室	岩手県盛岡市志家町 2-6 クリナーレ志家町 102-B	五十嵐憲幸

実習科目名　Ⅲ3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習

実習施設等の名称	所在地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ 盛岡教室	岩手県盛岡市志家町 2-6 クリナーレ志家町 102-B	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ 仙台教室	宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-13-1 サン・アドバンスビル 5F	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ 仙台教室（秋田）	秋田県秋田市桜 2 丁目 17－5	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ 仙台教室（郡山）	福島県郡山市谷地本町 83 ﾔﾏｷﾊｲﾂｺｽﾓｽ105 号室	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ 仙台教室（仙台荒井）	宮城県仙台市若林区荒井東 1-8-4 アライデザインセンター 2	五十嵐憲幸
ホームケア土屋　仙台	宮城県仙台市若林区荒井東 1-8-4 アライデザインセンター 2	五十嵐憲幸
ホームケア土屋　弘前	青森県弘前市大字田町 5 丁目 6 番地 2 三枝ビル 2F	五十嵐憲幸
ホームケア土屋　秋田	秋田県秋田市桜 2 丁目 17－5	五十嵐憲幸
ホームケア土屋　奥州	岩手県奥州市水沢袋町 7－29 ビークル 11 号室	五十嵐憲幸
ホームケア土屋　山形	山形県山形市城北町 2 丁目 10-9	五十嵐憲幸
ホームケア土屋　郡山	福島県郡山市谷地本町 83 ﾔﾏｷﾊｲﾂｺｽﾓｽ105 号室	五十嵐憲幸

ホームケア土屋たいわ	宮城県黒川郡大和町桧和田字西原 17	五十嵐憲幸
ホームケア土屋いわて	岩手県盛岡市志家町 2-6 クリナーレ志家町 102-B	五十嵐憲幸